

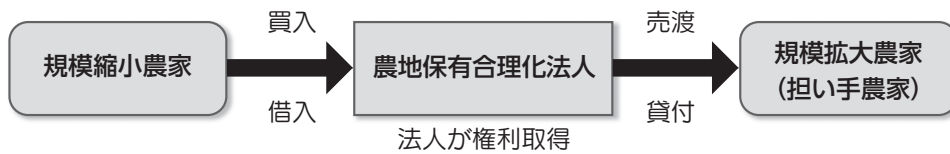
農地を効率的に利用しましょう 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買・賃借について

農業経営基盤強化促進法による農業経営基盤強化促進事業は、農業経営体の育成、規模拡大、経営改善を目的としており、農地の利用集積を円滑に進めるための事業です。今回の農業委員会だより「農家の窓」では、この中の農地保有合理化事業についてご紹介します。



農地保有合理化事業

農地保有合理化事業とは、経営、土地保有をより効率的な農業生産が展開できるような保有状態に合理化（経営規模の拡大、農地の集団化）するため、営利を目的としない農地保有合理化法人（長野県農業開発公社）が農用地等を買入れ又は借り入れて、一定期間保有した後、担い手農業者に再配分（売り渡し又は貸し付け）することを基本とした事業です。



●メリット（売買の場合）

農地の売り手……譲渡所得が800万円まで特別控除されます。

計算例	相対的の売買	公社を活用した売買
農地売却代金	1,000万円	1,000万円
所得費+譲渡費用	50万円	50万円
特別控除額	0万円	800万円
課税所得額	950万円	150万円
税金(20%)	190万円	30万円

農地の買い手……登録免許税10/1000が8/1000に軽減

不動産取得税の軽減（所得した土地評価額の1/3相当額を控除し課税されます。）

※農業開発公社が売買する農地は、農振農用地が対象となります。

お問い合わせ先 農業委員会事務局 又は 財長野県農業開発公社佐久支社 電話 0267-63-3111

平成25年産米の生産数量目標について

平成25年産米の生産数量目標が決定されましたのでお知らせいたします。

米の生産数量目標は、国から都道府県別で示され、県がこれを受け、長野県農業再生協議会において、了承された配分方法に基づき、各市町村へ配分されます。

長野県の生産数量目標：204,400t（前年対比100.4%）

立科町 生産数量目標2,569t 換算面積38,458.1a（前年対比ともに100.35%）

生産目標面積配分率 **60.9%**

牛、馬、豚、鶏などを飼養されている皆様へ

平成25年度分の頭羽数等の報告をしましょう

家畜伝染病予防法により、牛、豚、鶏などの家畜を飼養されている方は、飼養頭羽数にかかわらず、毎年、家畜の種類、頭羽数等について、家畜保健衛生所を経由して県知事に報告することが義務付けられています。

対象となる方で、まだ報告をされていない方は、佐久家畜保健衛生所（電話 0267-62-4123）まで御連絡ください。